

## 第 136 回 地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会 議事概要

開催日時：令和 4 年 8 月 2 日（火） 10：27～15：06

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎 4 号館 8 階）

出席者：

〔提案募集検討専門部会〕高橋滋部会長（司会）、磯部哲構成員、伊藤正次構成員、小早川光郎構成員、勢一智子構成員

〔計画策定等に関するワーキンググループ〕勢一智子座長、足立泰美構成員、磯部哲構成員、大橋真由美構成員、金崎健太郎構成員、原田大樹構成員

（勢一智子座長及び磯部哲構成員は、提案募集検討専門部会構成員と兼務）

〔政府〕加藤主税内閣府地方分権改革推進室長、細田大造内閣府地方分権改革推進室参事官、泉聡子内閣府地方分権改革推進室参事官、木村宗敬内閣府地方分権改革推進室参事官、谷中謙一内閣府地方分権改革推進室参事官、越智友啓内閣府地方分権改革推進室参事官補佐

※各府省の出席者については配布資料を参照

主な議題：令和 4 年の提案募集方式に係る重点事項について（関係府省からのヒアリング）

関係府省からの提案に対する回答内容の説明の後、質疑応答を行った。主なやりとりは次のとおり。

### <通番 45：農用地利用配分計画・農用地利用集積等促進計画に係る都道府県知事の認可に係る事務負担の軽減（農林水産省）>

（高橋部会長）計画策定等の見直しについては、経済財政運営と改革の基本方針2022、いわゆる骨太の方針において、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、計画等の内容や手続は各団体の判断に委ねること等の原則が明記されたところであり、地方からは、この原則の明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっているところである。

この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限に実現するよう、前向きな対応をお願いしたい。

添付書類が大幅に簡素化されるということであるが、実際にどのくらいの割合の簡素化になるのか。

（農林水産省）基本的には現在添付を求めているものが不要になるため、かなり削減されると考えている。

（高橋部会長）存続する添付書類はどうなるのか。

（農林水産省）現在、存続は本人の同意書のみを考えている。

（高橋部会長）同意書のみということか。

（農林水産省）然り。

（高橋部会長）承知した。では、かなり省略化されるとの理解でよいか。ただ、施行から 2 年間は目標地図の作成は義務ではないということだが、目標地図が作成されない間、添付書類はどのような取扱いになるのか。

（農林水産省）目標地図がない間であっても、農業委員会が農地バンクに計画をつくるよう要請することが可能となる措置を法律でしている。当該法律の施行が来年の 4 月 1 日からであり、農業委員会からこのような計画をつくるよう要請をすることになる。また、当該要請がない場合であっても、市町村の利用集積計画がつけられるまでの間は、引き続き存置をする予定でいる。

（高橋部会長）地域計画がない間はどのように審査を行い、認可するのか。説明によると地域計画に合致していれば、計画を認めて認可することだと考えているが、農地バンクがつくる計画はどのように策定することになるのか。

（農林水産省）目標地図がないときに、2通りあると先ほど申し上げた。1つは、市町村が引き続き自分の利用集積計画を作成する方法である。もう1つが、農業委員会が要請して農地バンクが計画を作成する方法である。当該要請に基づいて作成する計画は、市町村の計画に類似した集積計画になると考えている。資料の最終ページの記載は目標地図をつかった場合のメリットの紹介であるが、このようなメリット措置を地方に周知徹底し、できるだけ早期に目標地図を作成してもらいたいと考えている。

（高橋部会長）承知した。繰り返しになるが、農用地利用集積等促進計画相当の農地バンクが作成する計画の場合は、添付書類はどうなるのか。

（農林水産省）その際は市町村の農地利用集積計画に類似したものになる。したがって、新しくなるものについ

てはしばらくの間、我慢していただくことになると思うが、今回提案団体から提案された事項については、現時点でも添付不要にしているため、新規の権利設定の際の添付書類として残ることになる。

(高橋部会長) 承知した。

(伊藤構成員) 権利の再設定の際の添付書類の不要、省略という点について、提案団体では、権利の再設定のときでも法律上の認可基準と変わりがないため、添付書類の省略が実質困難であるという声があるとのことだが、この点についてはどのように考えているのか。

(農林水産省) この点は省令改正をしており、添付書類を不要としている。配分計画の書式は各々の都道府県で任意に作成されるが、配分計画作成時に新規と再設定を区別し、再設定の際には書類を添付不要にする処理をしている県もある。農林水産省は再設定であれば添付不要とする省令を定めており、当該運用の考え方について農林水産省が地方に対して十分に説明できていない可能性があるが、県によっては新規と再設定の区別をして対応していると認識している。

(伊藤構成員) 提案団体では実質的に省略できていないということであるため、新規と再設定の区別について考えを整理し、添付書類を省略できることの周知についてスケジュールを組んで徹底していただきたい。

(高橋部会長) 市町村に事務処理特例条例で認可権限の移譲を進めるという話については、市町村側としては、困難な事務を下ろすことに対して疑問があるのではないかと考える。権限の移譲について市町村からの理解は十分に進めていると理解してよいか。

(農林水産省) 地域計画作成の中で目標地図の作成もしていくこととなるため、地域計画自体は最終的には市町村が中心となって作成するものである。目標地図に基づいて、基本的には農地バンクが作成する促進計画も作成されるため、目標地図と一体的な運用ができていくと考えている。地域計画を策定してもらう点については、現在農林水産省では、市町村に対して十分に説明している段階であり、その中で促進計画も一体的にやってもらうことを十分に説明し、市町村の大きな負担とならないよう理解を得たいと考えている。

(高橋部会長) そうだとすると、本来は認可権限について市町村の事務にすべきであったと考える。都道府県事務にした上で事務処理特例を進めることにしたのは、どのような背景があるのか。もともと市町村の事務にするという考え方もあったのではないか。

(農林水産省) 農地バンクは各都道府県に1つ設置されている。農地バンクは、促進計画にしても地域計画にしても、市町村単位に限られない様々な権利変動があるものであるため都道府県単位としているものであり、そのため農地バンクが作成する促進計画の認可も都道府県が行うこととしている。

(高橋部会長) 市町村が地域計画を策定するとなると、現行の利用集積計画よりも挑戦的な事務を遂行することになる。農地バンクと並行している計画ではなく、上位計画として地域の構想等をまとめて、挑戦的な計画をつくらなければならないため、市町村には負担が重いように思う。市町村に認可権限を下ろしたときの負担軽減については、どのように考えているのか。

(農林水産省) 現在でも市町村では人・農地プランを作成している。農林水産省としては、人・農地プランをベースに、今後は目標地図をつくってほしい旨を市町村へ伝えている。現在でも農業委員会が出し手と受け手の意向を把握する役割を持っているため、目標地図の素案は農業委員会が市町村の求めを受けて作成することとしている。目標地図を作成するに当たっての意向把握については、農業委員会にタブレットを配付して、タッチパネル方式で農業者の意向を把握、情報共有できるようにしている。当該目標地図の原案は農業委員会で作成するため、直接的な市町村の負担はそこでは発生しないと考えている。

(高橋部会長) 承知した。再整理させてもらうが、もともとの提案は現に権利設定を受けている場合の再度の権利設定についての添付書類の話であり、明らかに確認する必要がないものについては、確認不要だという整理をしてほしいという提案だと思う。その点についてはどのように考えるのか。添付書類の要否という処理ではなく、この点は確認不要としてほしいという趣旨である。

(農林水産省) 農地法そのものの許可の特例になるため、農地法の考え方である耕作及び利用という原則は当然に確認する必要がある。確認する必要がある最低限の事項については当然引き続き確認をするが、それに伴う必要な添付書類は、何度も申し上げているが、目標地図等が今後作成されることとなれば、添付書類は大幅に簡素化されると考えている。

(高橋部会長) 添付書類で求めないということは、確認不要ということだと理解してよいか。

(農林水産省) 何をもち確認するかについては、例えば地番と地目、氏名、権利の4つは確認する必要があると考えている。それ以外に耕作に必要な機械の所有状況や農作業への従事状況等は求めないということである。

(高橋部会長) 必要な添付書類につき整理を明確にすれば、提案団体も安心するのではないかと思います。

(磯部構成員) 第1次回答によると条例で市町村に認可権限の移譲等ができるようになっており、それにより従前の計画と比べて都道府県や農地バンクの事務負担は大幅に軽減されるというのは、移譲すれば都道府県の分が軽減するのは当然であり、移譲した先の市町村への配慮があるのか、心配しているところ。農林水産省における考えが、現場とかけ離れた結果とならないよう、今回の改正法で地方の負担が軽減されるとの想定が現実的であるのか、よく現場の声を反映して、できるだけ提案に沿った形での検討を改めてお願いしたい。

(農林水産省) 全体、各々見るべきところはあるが、現場の声を聞いて、機械化やデジタル化等により簡素化できる部分等対応していきたい。

(高橋部会長) 引き続き、第2次ヒアリングまでに事務局とよく御調整の上、作業を進めていただければありがたい。

### <通番37：新型インフルエンザ等対策都道府県行動計画の軽微な改定に係る手続の簡素化（内閣官房）>

(高橋部会長) 計画策定等の見直しについては、経済財政運営と改革の基本方針2022、いわゆる骨太の方針において、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、計画等の内容や手続は各団体の判断に委ねること等の原則が明記されたところであり、地方からは、この原則の明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっているところである。

この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限に実現するよう、前向きな対応をお願いしたい。

(勢一構成員) 意見の聴き方を柔軟に変更可能ということは、各都道府県が各地域の状況に応じて、意見聴取が不要と判断したら、意見聴取自体をしないこともあり得ると理解してよいか。

(内閣官房) 地元自治体が法律違反ではないかとの追及を受けない工夫をする必要がある。全く何もなかったということになると、さすがに法律に抵触するのではないか。

(勢一構成員) 学識経験者等の意見を聴く実質的な内容がない場合も、なお意見聴取を行わなければならないという制度の合理性が、今の説明では理解できない。

(内閣官房) この計画は住民の方々の権利や義務にも大きく関わるものなので、行政が独断と偏見で決められないというのがこの法律の規定の趣旨。内容も大事だが手続をきちんと踏んでいることも同時に大事。専門家の意見を聴くまでもない改正事項の場合であっても、手続は一応踏んでいることが、この計画が妥当であるという一定の裏付けになる。現場の負担にならないようには思っているのですが、例えば、有識者会議の会長にのみ一言断っておくことをもって有識者の意見を聴いた、と地域が判断することも可能ではないかと思う。

(磯部構成員) 些細なやり取りについても一律にあらかじめ意見聴取を求めている法律に問題があるのではないか。例えば「軽微な変更についてはこの限りではない」といった文言を入れれば良い話ではないか。コロナの関係で学識経験者に日常的に意見を聴ける環境にある自治体が多い中で、こういう手続が負担だという声がこれだけ上がってきているので、少しきめ細かい除外規定を置くなどの検討をしていただきたい。

(内閣官房) 検討すること自体は否定しない。他の立法例などを確認して法律の趣旨に沿う形であれば、「軽微な変更を除く」といった改正を考える余地は現時点で頭から否定できない。

ただ、何が軽微なのかということ自治体が考えなければいけない。柔軟な形で意見を聴いてもらえれば実質的に負担なく手続は取れると思うので、実効性を考慮の上、検討する必要がある。

(磯部構成員) この意見聴取に係る規定について、実は会議を開かなくてもよいとか、会長にだけ聴けばいい、といった趣旨はどのように周知していくのか。

(内閣官房) 平成25年の新型インフルエンザ等対策に関する都道府県担当課長会議でそのような趣旨についてお知らせしている。改めて通知し直すということも必要があればやりたい。

(高橋部会長) 再度通知することも重要だが、条文の解釈として「単に（部局の）名前を変えた」、「担当窓口の電話番号が変わった」という程度の変更をこの条文が拾っているとは思えない。今の法律解釈としても、解釈通知でそうした軽微な変更についてまでの意見聴取を条文が要求しているものではないと言えるのではないか。2次ヒアリングまでに法律解釈としてどこまで言えるのか検討していただきたい。

今後、新型インフルエンザ等対策特別措置法について、場合によっては改正するのか。

(内閣官房) 同法の改正も今後検討しなければいけない課題とされており、そういう機会もあろうかと思う。

(高橋部会長) 地方分権一括法に入れる可能性も含めて、次回までに改正の可能性を検討いただければありがたい。

## <通番67：医療計画と関係計画との統廃合等（厚生労働省）>

（高橋部会長）計画策定等の見直しについては、経済財政運営と改革の基本方針2022、いわゆる骨太の方針において、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、計画等の内容や手続は各団体の判断に委ねること等の原則が明記されたところであり、地方からは、この原則の明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっているところである。

この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限に実現するよう、前向きな対応をお願いしたい。

（足立構成員）医療計画と、都道府県がん対策推進計画及び都道府県循環器病対策推進計画にはかなり重複があると思うが、場合によっては全て医療計画に委ねるという考えはないか。

（厚生労働省）循環器病対策の総合的かつ計画的な推進という法律の趣旨を踏まえると、その趣旨を踏まえたパーツがいずれかの計画にあることは必要だが、いずれかの計画に、ここに循環器病対策基本法の趣旨を踏まえた記載がある、という旨を示していただければ、法律の趣旨は満たすと考える。

（足立構成員）ここに記載がある、という旨を示すことに事務作業が入ってくると思うが、この点をどう考えるか。

（厚生労働省）医療計画の内容を決めるための検討に係る作業は多いと思うが、都道府県循環器病対策推進計画の策定に当たって、その作業を繰り返す必要がなくなるため、大部分の事務負担は減ると考えている。

（足立構成員）都道府県がん対策推進計画及び都道府県循環器病対策推進計画の内容が医療計画で網羅されていて、医療計画にその旨が示されていれば、医療計画で代替できるということではいいか。

（厚生労働省）医療計画のこの部分が都道府県循環器病対策推進計画である、ということを位置づけるのであれば、可能と考える。

（高橋部会長）重要な御指摘である。医療計画に、必要なことが書いてあり、都道府県循環器病対策推進計画や都道府県がん対策推進計画に相当する旨書いてあれば、代替可能ということか。

（厚生労働省）そういうことになる。

（高橋部会長）若しくは、別表等で、この部分はこの計画に相当する、などといった旨が示されているのでもいいか。

（厚生労働省）然り。但し、必要な内容が入っているかどうかは別の問題である。

（高橋部会長）策定に当たり、色々な手続があるが、医療計画の手続を行えばそれでいいのか。

（厚生労働省）例えば、都道府県がん対策推進計画であれば、手続は法定されていない。

（高橋部会長）都道府県循環器病対策推進計画についてはどうか。

（厚生労働省）協議会が設置されていれば、その協議会の意見を聴かなければならない、という規定がある。

（高橋部会長）手続はそれだけか。

（厚生労働省）都道府県循環器病対策推進計画については、申し上げたとおり。都道府県がん対策推進計画については、法定の手続はないが、国策定のがん対策推進基本計画において、関係者の意見聴取に努める旨記載している。協議会の設置まで求めていないが、実際上は、47都道府県全てにがん対策推進協議会が置かれており、策定の際は協議会の意見を伺っていると認識している。

（高橋部会長）担当者が少ない中で、個別の手続を行い、3つも4つも計画を策定しなければならないことが負担になっている。手続を一括して行うことや、タイミングを含めて策定主体に任せてほしいという話である。国において、そういったことが可能なように制度設計し直すことが重要だと思うが、どうか。

（厚生労働省）医療計画は6年ごとに策定している。国において策定の指針を示して、都道府県において各項目を盛り込んで策定していただいている。その項目の中に、5疾病5事業として、がんや脳卒中、心筋梗塞などが含まれているが、医療計画はあくまでも医療体制についてのみ策定を求めている。一方で、がん対策推進基本計画では、必ずしも医療だけではなく、予防や早期発見、健康診断、がんのサバイバーの方の緩和ケア、研究や教育など、幅広い領域となっている。そのため、強いて言えば、がんの医療についての記載など、医療計画で求めているものと重複するものは、どちらかの計画に寄せてもらえればと思っているが、がん対策推進基本計画や循環器病対策基本計画の内容は、医療計画の中で全て飲み込めない部分もあるものと思料する。

（高橋部会長）それは承知している。医療計画に横出しする形で総合的な計画として6年に一度作ることもあり得るが、そういった策定の仕方を都道府県に任せてくださいというのが今回の提案の内容である。

（厚生労働省）いずれの計画についても特に手続論はないので、指針に基づいて都道府県で作成していただきたい

いというのみである。国の基本計画も、各計画の期間はもともと合わせているので、プロセスは同時進行していくと思っている。

(高橋部会長) サイクルが一緒なのか。

(厚生労働省) 一緒であるはずである。例外として、循環器病対策基本計画は施行されたばかりであり、スタート時点の計画期間は2年や3年などに臨時的になっている。

(高橋部会長) 令和6年から走りだす形にしていきたい。

(厚生労働省) 新たなサイクルでは6年の期間で走るということで、今、検討している。

(高橋部会長) 令和6年から一斉に用意ドンということか。

(厚生労働省) 今、その方向で検討している。

(高橋部会長) 承知した。事務局もそれでよいか。

(谷中参事官) 補足すると、提案団体提出資料にも今の話と同趣旨の記載があるので、御参照いただきたい。

(高橋部会長) 承知した。

(磯部構成員) 記載内容が重複する部分は医療計画にその旨記載すればよいということで安心したが、都道府県循環器病対策推進計画については法定の協議会を設けて意見聴取することになっている。その協議会には患者会の方が入っていたりするが、そういった方たちが入った中で計画を策定することに意味があるとすれば、医療審議会しかやっていない医療計画で代替してよいかと問われると思料する。

(厚生労働省) その部分も含めて協議会の意見を聴くということと思う。都道府県循環器病対策推進計画であれば、医療計画で代替することも含めて意見を聴くことになると思う。

(磯部構成員) 手続は必要ということか。

(厚生労働省) 必要である。

(磯部構成員) それだと地方の提案としてはあまり意味がない。拡大合同開催なども可か。

(厚生労働省) そこは自治体の創意工夫でやっていただきたい。

(磯部構成員) 承知した。

(高橋部会長) 提案で問題とされているいくつかの法律は議員立法ということは承知している。しかし、例えば、がん対策基本法は制定から16年経っている。当時、議員の先生方がイニシアチブをとってこういう法律を作られたことには意味があったと思うが、自治体職員が少ない中で計画を走らせるのは本当に大変だという声が出てきている。役割を終えたものについては議員の先生方に法令所管省庁としてお願いして、自治体が効果的に動けるような計画体系づくりを少し考えていただくことはできないか。

(厚生労働省) 病気ごとの枠組みではなく、総合的に考えていくことが必要である。

(高橋部会長) 県が総合的に、医療からはみ出した全体の連携のような総合計画を作れということではなかと思う。それをパッチワーク的に、一つの部門を切り出す形ではみ出してから都道府県は頭がパンクする。

(厚生労働省) 重要な御指摘で、それは一つの在り方だと思う。ただ、がん、循環器病以外の全ての総合的な計画を作るという話になりかねない。

(高橋部会長) 総合的なものとして作ればよいのではないか。

(厚生労働省) それはそのとおりとと思料するが、法律があるので、今はその要素は入れていただきたいということ。

(高橋部会長) 先送りではなく、閣議決定された今、議員立法を含めて検討いただけないかと各省にお願いしている。

(厚生労働省) 将来的にそういった議論はあり得ると思うが、循環器病対策であれば、施行後3年しか経っていない。

(高橋部会長) 循環器病は別として、がんについては少なくとも議論いただけないかという話である。それをきっかけに総合化ということも是非真剣に検討いただきたい。議員の先生もがんと循環器では一緒ではないか。

(厚生労働省) がん対策基本計画は、昔はがん医療を中心に策定しており、それによって医療の方は取組が進み、今重視しているのは、いかに早く見つけるか、がんになっても仕事や就学を続けられるか、がんとの共生などに重点を移してきている。がん対策基本計画という同じ名前だが、力を入れていきたいところは変わっていくと思うので、国の方でもそういう方向性を次の計画で出していくし、都道府県もそれに合わせて、各都道府県の実態もあると思うが、計画を立てていただきたい。また、あと一点、紹介のような形だが、山形県は疾病対

策等に力を入れているが、医療計画の他に、「健康やまがた安心プラン」という、健康増進計画、がん対策推進計画、循環器病対策推進計画、歯科口腔に係る計画が章ごとに入った計画を策定しており、計画の位置づけという項目で、明確に、循環器病であれば、基本法第11条第1項に基づく都道府県循環器病対策推進計画です、と書いていただいております、工夫されている。

(高橋部会長) そういう取組があるのであれば、そちらに誘導していくこともあると思料する。2次ヒアリングまでに御検討いただきたい。

#### <通番 39: 都道府県等食品衛生監視指導計画の計画期間の見直し及び計画策定後の国への報告の省略(消費者庁・厚生労働省)>

(高橋部会長) 計画策定等の見直しについては、経済財政運営と改革の基本方針2022、いわゆる骨太の方針において、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、計画等の内容や手続は各団体の判断に委ねること等の原則が明記されたところであり、地方からは、この原則の明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっているところである。

この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限に実現するよう、前向きな対応をお願いしたい。

(伊藤構成員) 監視指導について、毎年度どういうところに立ち入りをするか、どういう頻度で行うかなどを自治体がきちんと定めること自体は非常に重要であり、それが食の安全につながっているということは理解している。ただ、計画という形式を毎年度策定することが果たして必要なのか、理解ができないところである。

計画となると、自治体でも内部手続を踏まなければならない、26 ページにあるように、パブリックコメントなどの手続は非常に負担が重いと言える。今、保健所の業務は全般的にかなり厳しくマンパワーも足りない中で、いろいろな手続が、かなりの負担になっている。計画を複数年で策定するとしても、指針は毎年作ることにするといったように、計画における手続と分けて考えることはできないか。

(厚生労働省) 京都市の提出資料の記載にあるが、大きな方向性を示す事業計画と、毎年何件監視指導を行う、今年はこの分野に重点的に行うという実施計画で言うと、事業計画に相当するものは複数年単位で定めている。国の指針ですら毎年変えていないことから、方向性に相当する事業計画については確かに数年に一度でよいと思う。その上で、中期計画と年次計画という関係になることから、毎年どこにどれぐらい、どういう目的で入るのかという実施計画については、毎年の策定が必要であると考え。一方で、手続については、各自治体でルールが違う場合もあると考えられるが、手続に割くエネルギーは最小にした上で、現場に行く時間をできるだけ割くという考え方自体には賛成する。どうすれば手続が簡素化できるのか、他の自治体の例を共有していく。

(高橋部会長) 簡素化とは、具体的にどういったことか。

(厚生労働省) 例えば組織内の縦の決裁ラインは簡素化できる余地がある。

一方、パブリックコメントについては、住民の声を聴かずに食品の衛生監視を実施するというのにはあり得ないと考えている。決裁上の事務手続に係る部分やオンライン会議の促進など、簡素化できる余地はある。

(伊藤構成員) 自治体も同じ考えだと思うが、提案団体は毎年の計画で一律に策定を求めることを考え直してほしいとしている。究極的には法改正につながる可能性もあり、その部分をどう捉えているか。

(厚生労働省) 毎年度策定が必要な理由について、1点目は食品の分野は毎年例えば原因物質になるものも新しい知見も出てくるため、対象物になるものが変わり得ること。2点目として、対象となる飲食店等の回転が速いこと。それらを考えると、どの組織でも事業実施に伴うものは毎年策定しており、この分野の特性と併せて毎年求めているところである。

(伊藤構成員) 実際の監視指導で毎年入っているものはあるか。計画では分野や業種を指定して、何年に1回入るなど計画を立てていると思うが、それについてはどうか。

(厚生労働省) 例えば同一の事業者に対して入るのは数年に1回の場合もあり、毎年件数ベースで決めて、その上でここは4年入っていないから今年に入るという形でやっている。

例えば3年計画とした場合、3年単位で入る事業者を決めるよりは、その前年の状況を踏まえられること、また、担当官の人事異動なども考慮すると、毎年フレキシブルに対応できるようにするためにも毎年度計画を策定するほうがよい。

(勢一構成員) 当然計画であるからにはPDCAサイクルを回していく必要がある。そうすると、前年度の状況を確認して、それから計画策定をして、パブリックコメントを実施するというようなことだと、年度の大部分を計

画策定に取られてしまう。提案団体からも、施策効果の検証や地域の実情を勘案する時間が十分に取れないとある。こういう意味では、毎年のトレンドをきちんと追っていく作業や、飲食店の状況を把握して対応していくサイクルのスキームとして、年度計画というのは相当厳しいのではないかと。

(厚生労働省) 毎年が大変か、2年なら余裕が持てるかという話はあるが、PDCAのCの部分のタイムリーにやるという意味ではより反省を活かしながら回せていけるのは1年単位である。

(高橋部会長) 要はその度にいろいろ手続を踏まなければいけない。臨機応変に対応するという重要性は分かるが、それを計画という、重い形で実施しなければいけないのか。総合的な3年とか5年の中期計画のところは当然パブリックコメントも実施し、有識者の意見も聴くが、情勢に応じた微調整については、もう少し軽い形式でやるのが、自治体の負担軽減、効率的な事務執行という点で重要ではないか。

(厚生労働省) パブリックコメントが大変かというのは価値観の部分が入ると思うが、パブリックコメントについては絶対にながしにしてはならないものだと考えている。なぜならば、食の分野はとりわけ安全と並んで安心が求められるからである。より直近の状況を踏まえて計画を立て、それに意見を求める。効率化できるところはするが、パブリックコメントと、毎年それぞれの前年の状況を踏まえて、飲食店の食中毒の原因物質の状況変化を捉えてタイムリーに対応すること、この2つは最低必要だと考えている。

(高橋部会長) 住民への説明責任であれば、実施状況の公表もホームページ等で行うわけで、説明責任を果たすという点ではそれで十分ではないか。そもそも計画の策定は自治事務であり、自治事務について国が機械的に毎年度策定させるというのは、自治事務の在り方としては極めて不適切ではないか。

(厚生労働省) 23ページに計画、それに関連する個々の業に対しての法定受託事務、自治事務の整理をしている。確かに計画策定は、計画そのものが目的ではなく、ここの法定受託事務を含めて権限行使であり、国民の生命、生活に直結するものに対する権限行使が目的である。それに対して、法定受託事務の部分も含めて、何をどのように捉え、何回入るのかなどを定めることにおいては、計画そのものは確かに自治事務だが、これが求める行為そのものについては、法定受託事務の部分も含めて求めたい。なぜなら、毎年状況が変わるこの分野において、数年に一度というものではとても国民、住民への説明責任を果たせるとは思えないためである。

(高橋部会長) 毎年度という話重いのではないかと申し上げている。何か事態が変わればそれに対応して変更し、パブリックコメントをするというのはあり得る。それをルーチン的に毎年度やらせることが負担である。

監視業務も、対象は自治事務が多く占めており、飲食店が何万件と多い。計画であればいろいろ意見調整をする手続もあるわけなので、そこも含めて全部毎年やれというのは重過ぎる法定ではないか。

(厚生労働省) 極めて大事なこの分野に対して、しかも状況変化がほかの分野に比べても著しい中で、それぞれの関係者、専門家、住民の声を聴いて物事を進めるといふことにある程度のクオリティを担保するためには、毎年の策定を求めたい。作業の効率化は我々も絶対にお願ひしたく、我々が求めているのは監視指導であって計画立案ではない。その監視指導を的確に行ってもらうための毎年度の事業実施計画はきっちり決めて、関係者や住民の声を聴きましょうと言っている。

(大橋構成員) パブリックコメントについては、住民にとっての負担という視点もある。自治体からの提案内容では、パブリックコメントが頻回にある場合には、その手続内容が形骸化して意見が集まらないことがあるという意見もあったと思う。

パブリックコメントが重要な手続であるということについては異論がないと思われるが、一方で、一回一回の手続の内容を充実化させるためには、形式的に毎年度実施するというのではなくて、内容に軽重をつけて、重要なところについて住民に意見をしっかりと聴くというようなことも必要になるのではないかと。

(高橋部会長) 引き続き、2次ヒアリングまでによろしくお願ひしたい。

#### <通番 29：土地利用基本計画の策定義務の廃止等（国土交通省）>

(高橋部会長) 計画策定等の見直しについては、経済財政運営と改革の基本方針2022、いわゆる骨太の方針において、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、計画等の内容や手続は各団体の判断に委ねること等の原則が明記されたところであり、地方からは、この原則の明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっているところである。

この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限に実現するよう、前向きな対応をお願ひしたい。

最初に土地利用基本計画の策定義務の廃止についての提案につき質疑をしたい。まず土地利用基本計画の総合調整機能について形骸化しているという声があるが、土地利用基本計画にどのような意味があるのか。また、

このような現場の声についてはどのように評価しているのか。

(国土交通省) 形骸化という意味では、現行の土地利用基本計画自体はかなり柔軟な運用になっており、必要最低限を定め、形式的になっていると考える都道府県もあるが、今日的な低未利用地の問題、耕作放棄地、空き地、空き家等、様々土地に関わる問題を当該土地利用基本計画の計画調整の場で議論をして活用している都道府県もあると認識しており、地方における認識も様々だと考えている。国土交通省としても土地利用基本計画をいかに活用してもらえるかということを含め今後とも検討していきたいと考えている。

(高橋部会長) 第1次回答において、都道府県における土地利用基本計画の計画変更の際に、国土交通省として関係行政機関から意見を聴いて、その旨伝えているとしている。年間50件ほど計画変更があり、様々な意見が出ているとのことだが、具体的にどのような提案、対応がされているのか。

(国土交通省) 主に国で確認する点は、資料47ページに記載している。国においても国土利用計画を策定しており、それと相違がないか、空港や港湾が代表例だが、国において整備、管理する必要がある施設があるため、それらと整合性が取れているかを確認している。さらに、防衛施設の関係で、防衛施設を含む地域やその周辺地域と関連する場合には、防衛施設の維持管理に影響がないかについても確認をしている。また国有財産全般については、そのようなものを含む地域の地域区分の変更については、支障がないかを確認している。自然環境保全に関する事項については、環境省の関係が多いが、希少種の生息地や特定植物群落といったものの関係で、今回の地域区分変更が支障ないか等確認している。

(高橋部会長) 承知した。

(小早川構成員) 国が確認する点として挙げられている、防衛施設や国有財産の関係は、国の側の利害との調整ということだが、土地利用そのものについては、実態として個別5法の規制の仕組みの運用の中でほぼ調整がされているのではないかと。土地利用基本計画は、国土利用計画法が策定された当時は目玉であり、個別法による規制の観点を超え、国土の適正な利用のために大きく調整を行うものであったと考える。しかしながら、それがうまくいかず、恐らく5法各々において利害調整、意見調整をしながら運用していくこととなり、実態としては言わば後追いで個別法での調整を土地利用基本計画に反映させる仕組みになってしまっている。それが、いわゆる土地利用基本計画の形骸化ということなのだろうと考えるが、そのような認識ではないのか。

(国土交通省) 調整に関しては、たしかに個別法の中で調整されている事項もあると考える。しかしながら、国土交通省が窓口となって関係省庁と調整する中で、意見聴取を求められた件数が50件程度であり、その件数以上に意見の数は出ている。したがって、現状個別法では調整し切れていないところがあると考えており、それを国土交通省が窓口になることによって、国の関係行政機関と調整をしているというのが実態であると考えている。

(小早川構成員) 50件という数の評価は分からないが、恐らく全国的に見ればかなり少ない数だと思う。5法それぞれの分野での調整では済まない問題はあるかもしれない。しかし、都道府県の側が形骸化ということを中心とするのは、結局のところ、土地利用基本計画が持つはずの調整の役割が実際には大きくないにもかかわらず、土地利用基本計画の変更に関する手続に労力を注がざるをえないことに疑問を持っているわけである。他方、都道府県では、国土利用計画法とは別に、独自の様々な調整スキームを持ち、5法相互の関連を含めて調整をしているとも聞いている。実態として国土利用計画法の仕組みでは全体的な調整ができていないため形骸化という声が上がっていると思うが、国土政策担当の立場からどのように考えているか。

(国土交通省) 総合調整が形骸化しているということについては、指摘があることは認識している。一方で、広島県の提案の中においても、土地利用の五地域区分が重複している場合の調整方針は引き続き策定する、プラットフォーム機能については引き続き継続するという意見があり、一定程度は計画の意義が認められていると認識している。総合調整機能に関して、大部分の調整は都道府県でされるが、国としても土地の関係の行政を行っており、国の立場からの関心事は土地利用基本計画があることで総合調整が図られていると認識している。

(小早川構成員) 具体的に調整がうまくいったケースがあると考える材料になるが、説明は現在のところ抽象論に留まっている。

(高橋部会長) 2次ヒアリングまでに調整がうまくいった例があれば、事務局に提出していただきたい。

次に2つ目の提案に関して。林地開発許可については、開発行為の完了後に地域森林計画と計画図の変更を行っており、審議会でも森林地域の縮小そのものを問わずに、それを前提として、当該土地と周辺土地の土地利用を論点とする話があったと言われている。当該運用だと森林地域の縮小部分については調整機能がないのではないかと。このような運用はほかにはないのか。

(国土交通省) 森林地域だけが例外的な扱いで、森林法で土地利用を変更した後に計画を変更する仕組みとなっているため、それと連動して土地利用基本計画も変更をする仕組みとなっている。土地利用基本計画のスキームでは、開発がされた後ではなく開発許可処分がされた案件について、開発の完了を待たず土地利用基本計画の第38条審議会における審議を行うことや、計画変更や特に検討すべき案件がなければ、事後報告も可能という運用改善は行ってきている。

(高橋部会長) 整合性を欠いているが、森林法にだけ特段の理由があるのか。

(国土交通省) 森林法自体の考え方になるため、国土政策局の立場として明確に答えられないが、聞いたところでは、民有林の開発等の途中で中止や放棄される案件も多いため、通常、森林法では開発行為の完了を待って地域森林計画の変更に伴い森林の区域の変更をすると聞いている。

(高橋部会長) 承知した。残る論点としては意見聴取の負担や開催の負担といった点であるが、先ほどの説明では、国土交通省で負担軽減等は行っているとのことだが、それ以上に何らかの負担軽減を考える余地はないのか。

(国土交通省) 審議会の開催頻度も各都道府県により差があると考えており、実務の実態を改めて調査をした上で、さらなる負担の軽減策を考えていきたい。

(高橋部会長) もしそのような調査をするのであれば、事務局と一緒に調査してもらおうというのが我々の慣例であるため、よろしく願います。

(国土交通省) 現在の運用においても、書面開催や審議会の長の専決にすることが可能であり、実際に第38条審議会を開催しなくてもよいという仕組みにはなっているが、当該事実を認識していてもなお負担だと考えているのかをまずは伺いたい。

(高橋部会長) 事務局、よいか。

(越智参事官補佐) 承知した。

(高橋部会長) 地方に対してアンケート調査を行い、実態の認識をした上で、2次ヒアリングでまた調整してもらえればありがたいと思う。

#### <通番 46：工業団地造成事業に関する都市計画及び事業計画の変更等に関する規制緩和（国土交通省）>

(高橋部会長) 計画策定等の見直しについては、経済財政運営と改革の基本方針2022、いわゆる骨太の方針において、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、計画等の内容や手続は各団体の判断に委ねること等の原則が明記されたところであり、地方からは、この原則の明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっているところである。

この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限に実現するよう、前向きな対応をお願いしたい。

都市計画決定文書の記載方法について、弾力的な記載がどこまで許容されるのか明示していただかないと地方公共団体は不安だと思うが、いかがか。

(国土交通省) 資料 55 ページで提示している都市計画決定文書の例に関して、複数の地方公共団体が共同で作成しているガイドブックがあり、その中で都市計画決定文書の弾力的な記載の例が示されている。この例示では説明が足りないのであれば議論して対応可能か検討したいと思うが、我々としてはこの例示で説明が十分足りているのではないかと考えている。その認識が違うのであれば、御示唆いただきたい。

(高橋部会長) 事務局とやり方を調整していただけるか。

(越智参事官補佐) 提案団体からは、ガイドブック等の書籍の類いからだけでは、どこまで弾力的に記載してよいか不明確であるため、許容される範囲を明示してほしいという意向を聞いている。そのため、弾力的な記載がどこまで許容されるか明示することについて、御検討いただきたい。

(国土交通省) 資料 55 ページの例は、群馬県が過去に作成したものである。今回、群馬県が都市計画決定文書の記載方法が厳格に決められすぎていると主張されている内容と、資料 55 ページの例では、記載方法の厳格さが大分異なり、我々も御提案の趣旨を受け止めかねている。資料 55 ページの例のような弾力的な記載方法でも、都市計画決定がされている例もあり、我々としてもその記載方法で問題ないと思っている。

(高橋部会長) そのレベルの変更であれば、変更手続を不要とすることはできないのか。都市計画決定文書を詳細に書いておいたほうが良いというケースにおいて、都市計画決定の内容に変更があった場合、元々の都市計画決定文書が弾力的な記載で構わないものであるのだから、変更内容が軽微なのであれば、変更手続を不要とすることも可能だという考え方はできないのか。

(国土交通省) 都市計画決定の手続に関して、都市計画審議会を運用するのは大変なことであり、軽微な変更があったときに都市計画審議会等の都市計画決定手続を再度行わなければならないというのは非常に手間だというのはよく分かる。できるだけ御要望いただいた趣旨に沿う形で、都市計画決定については十分柔軟な手続をとれるようにしたいと思っている。

(高橋部会長) 御検討いただけるということでしょうか。

(国土交通省) 都市計画決定の記載方法について、柔軟な記載ができるようにすることについては、検討したい。

(高橋部会長) 変更手続についても、柔軟に対応していただけるということか。

(国土交通省) 一度、都市計画として住民手続等を経て決定したものを変更する場合には、住民の皆さんが合意した内容を変更するのだから、所要の手続が必要だと考えている。ただ、新しく都市計画を策定するときは、内容をそこまで厳格に記載しなくてもよいと思う。

(高橋部会長) 一旦都市計画を決定したからといって、工業団地造成事業について収用適格事業の正当性を付与する点に何ら変更のない軽微な変更であれば、変更手続を不要とすることを認めてもよいのではないか。

(国土交通省) 軽微な変更の度合いをどのように据えたらよいか非常に悩ましく考えている。例えば具体的な平米数でいうと、面積の変更が100平米ならば私人の権利に影響はあるが、10平米ならば影響はないのかということ、そういうことでもないと思う。また、軽微な変更であるか否かの線引きをどのように行ったらよいかについても非常に悩ましく考えている。元々、収用に係る事業認定の代わりとして都市計画事業認可がなされているため、その意味では、第三者が変更内容を確認する必要性は変更内容の大小に関わらずあると思っている。そういうことも踏まえて検討していきたい。

(高橋部会長) 土地区画整理事業も減歩率が大きく変われば私権に大きな影響がある。そのレベルで言うと、収用適格事業の正当性を付与する決定内容がどこまでなのかと思う。都市計画決定文書の内容を詳細に書き過ぎてしまったものの、事業を施行している最中に軽微な変更が必要になったケースにおいて、変更内容によっては、変更手続を不要とすることが可能となるようにして頂きたい。国土交通省でこの程度の変更だと収用適格事業としての正当性に影響を与えるような、もしくは住民の信頼に影響を与えるような変更ではないという変更のレベルを線引きしていただきたい。地方公共団体によっては、都市計画決定文書の内容を詳細に書き過ぎてしまうこともあるかと思う。軽微な変更の場合の変更手続の要否については、柔軟性を与えていただきたい。

(国土交通省) 今御指摘いただいた内容は、都市計画についての話と、事業認可についての話という2つの論点が混在していると思う。事業認可について、都市計画事業は収用適格事業であるため、事業計画の変更があった場合は、内容をきちんと確認しないと、他の収用適格事業に対しての影響、都市計画事業に対しての影響が非常に広く出てしまうと思う。よく議論させていただきたい。都市計画については、一度住民手続や都市計画審議会を経て決定した内容を、事業主体が、鉛筆をなめて丸まる程度の軽微な変更だから、変更手続を経ずに内容を変更してもよいかと言われると、そこは十分議論させていただきたい。

(高橋部会長) 後半はあまり納得できない。軽微な変更は他の収用適格事業や都市計画事業に波及すると言うが、他の事業も同様で、収用適格性を付与することは、要するに私権を剥奪する点での公益性が担保されていればよい話だと思う。事業計画を書き過ぎてしまったが、事業を施行してみたら面積や道筋が少し変わってきた場合についても変更手続を必要とするのは厳し過ぎるのではないかと思う。

(国土交通省) 一概にこの程度の変更なら手続不要とすることができるというのは言いづらい。都市計画法に定められている都市計画事業一般について、事業計画の軽微な変更の場合、変更手続を不要とすることは認めていない。また、土地収用法に定められている収用適格事業についても同様に認めていない。そのため、事業計画の軽微な変更の場合、変更手続を不要とすることを他の都市計画事業や収用適格事業で許容した場合にどのような影響があるのか、考えなければならないと思う。工業団地造成事業のみならず、収用適格事業あるいは都市計画事業全般に関わる議論になるため、慎重に議論させていただきたい。

(高橋部会長) 2次ヒアリングもあるので、慎重に議論させていただきたい。

次に、工業団地造成事業における造成工場敷地の譲受人の資格要件についての議論に移る。

(金崎構成員) 「首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律」はかなり昔に制定された制度であり、制度創設時と今日的な課題との間にかかなり差があると思われる。この提案がなされた背景は認識されているのか。

(国土交通省) 地域の事情に応じて、土地の需要が落ち込んでいたり、産業構造が変わってきたりして、工業団地造成事業によって造成した土地の処分に困ってしまう状態の地域があるのかもしれないという推測はしてい

る。ただ、この事業は土地区画整理事業といった一般の事業とは違って、製造業のための土地が不足している土地の需要が旺盛な地域で、収用権を付与しないと用地買収が進まないような地域でオプションとして使ってほしい趣旨で用意されている制度であるため、御提案の内容は法制度の趣旨に合っていない部分があると思う。(金崎構成員) せっかく用意した制度が、年月が経つにつれて活用されなくなることはあり得ることだが、時代の変化に応じて制度を見直して運用してはどうかと思う。

(国土交通省) 昭和30年代頃の国会議事録を見ると、用地買収をするのは地方公共団体だが、最終的に私企業に所有権が渡る土地を取得するために収用権のような強い力を付与することに関しては相当議論があり、公益性を担保できるかどうか議論がなされたうえで、一定の私権制限の効果を有する特別な事業手法として立法された。そのような私権制限を正当化するため、本事業の用地の処分については、自ら製造業等を経営する者に譲渡することが、下位法令ではなく、狭義の法律において直接規定されている。土地の処分に困ったら、どう処分してもよいという前提でこの制度が運用されてしまうと、製造工場等の工業団地を造成するという公益性を背景として収用権を付与したという前提が崩れてしまうので、制度の見直しは簡単ではない。一度この前提を緩めてしまうと、歯止めがきかなくなるのではないかということも懸念している。

(金崎構成員) 制度全体が今後どうあるべきかという話と、個別の問題にどのように対処するのかという話が混在していると思う。御検討いただきたい。

(高橋部会長) 今後施行する事業の取扱いをどうするかという話と、既に施行済みの事業について、造成工場敷地の譲受人の資格要件を緩和するのかという話があると思う。これだけ産業構造が変わっているときに、分譲先を製造業等に限定するのか。立地が足りない業種は物流業等、様々存在する。造成敷地の譲受人の資格要件に、製造業等以外の業種も含める必要性がないのか、御検討いただきたい。また、既に施行済みの事業について、一旦確保した土地を今後どのように活用するのかを真剣に考えないと、使われずに腐っていくことになってしまう。かつ、法律制定時から産業構造が変わり、製造業以外にも、重要な産業施設が数多く誕生しているなか、企業立地における国土の再配置という観点から、譲受人の資格要件を製造業等以外の業種に広げてもよいと思うが、御検討いただけないか。

(国土交通省) 産業構造が変化していて、特に都心部以外の地域で様々な用途の土地の需要があることは認識しているし、我々が所管する政策である国土の再配置、国土政策においても、様々な産業施設を地方に分散させていくというのは大きなテーマとしてあるのだが、個別の事業手法で考えると、収用権のような強力な力を与えなければデータセンター等を含めた工業団地をつくれぬのか、収用権を付与した場合に、事業手法として公益性と私権制限のバランスを保てるのかという点については、検討する必要があると思う。倉庫業やデータセンターといった業種を入れた工業団地をつくるために、収用権がないと公益とのバランスが取れないという状況をお聞かせいただきたい。そのような事情があれば、当然検討していかねばならないと思っている。

(高橋部会長) 事務局から国土交通省へ実情をよく伝えていただきたい。リースの話はどうか。実際に造成工場敷地が製造業に使われているのであれば、リース会社に造成工場敷地を分譲してもよい気がするが。

(国土交通省) オプションとして工業団地造成事業のような事業手法が認められている背景には、造成された工場敷地において製造業等の事業者が事業を営むことを担保にして、一定の私権制限を認めるというロジックがあるわけだが、造成工場敷地を自分で所有せず、もしくは、通達で示しているような経営主体との一体性が認められない所有者に造成工場敷地を分譲してしまうと、造成された土地が製造業等の事業者に使われることが担保できなくなるのではないかと考えている。

(高橋部会長) 転用制限をすればよいのではないかと。転用したらペナルティーを1億円科すとか。

(国土交通省) 概念としては考えられると思うが、どのレベルで法的に実現可能なのかわからない。

(高橋部会長) どのようなことができるか検討してもらいたい。

(国土交通省) できるかどうかも含めて検討したい。

(勢一構成員) 「首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律」は、昭和33年に制定された法律であり、当時の社会背景とニーズを受けて制定されたことは理解できるが、法律制定から年月が経過し、経済状況や社会ニーズも変化している現代において、この制度が内容を変えずに残されているのであれば、先ほどの議論はこの制度はもう使ってくれなというメッセージに聞こえてしまう。現代のニーズに合わない制度と法律が残っていることになるが、制度を所管する立場として本当にそれでよいのか。制度や法律を現代化して活用できる道があれば、御検討いただきたい。

(国土交通省) 工業団地造成事業の政策的な趣旨、背景や現代的な意義は理解しているが、私権制限をかけて事

業を推進することができる、土地区画整理事業よりもある種上位の事業を設けていることについて、造成工場敷地の譲受人の資格要件を緩和した場合、当事業を立法上どのように正当化すればよいか検討しなければならない。そのため、工業団地造成事業の対象とならない団地造成において、土地区画整理事業や任意買収では買収が進まない事情を教えてください。そのような事情があれば、我々も政策を進めていく契機になり得ると考えている。

(高橋部会長) 引き続き2次ヒアリングに向けて御検討をお願いします。

## <通番 22：総合保養地域整備基本構想に係る主務大臣協議の廃止（総務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省）>

(高橋部会長) 計画策定等の見直しについては、経済財政運営と改革の基本方針2022、いわゆる骨太の方針において、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、計画等の内容や手続は各団体の判断に委ねること等の原則が明記されたところであり、地方からは、この原則の明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっているところである。

この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限に実現するよう、前向きな対応をお願いしたい。

(国土交通省) 国土交通省としては、総合保養地域整備基本構想に係る主務大臣協議の廃止に当たっては、適切な政策評価が実施されているか、関係市町村や民間事業者等との調整が十分に行われているか等廃止に至るまでのプロセスや、環境等への配慮等を考慮しているかというようなことをもって、政策評価をした上での主務大臣協議自体は必要な手続と考えている。

ただし、道府県から提出を求める書類については、基本構想の実現性が見込まれないことを確認するための最低限の必要な書類に限るなど、廃止手続に係る自治体の負担軽減については前向きに検討してまいりたい。

(高橋部会長) そうすると政策評価は要らないということか。

(国土交通省) 政策評価は必要だと考えているが、その基本構想がもう必要なくなったということが分かる最低限の情報をいただきたいということである。通常、政策評価というと、アウトカムとかアウトプットなどの定量的な効果等々が巨大な書類に書かれているというイメージであり、ここで政策評価と申し上げると相当の手続がかかるのではないかと思われるが、正直それは若干誤解がある。当省としては、法体系に基づいて整合的に手続を進められる最低限の情報、かつ、地方自治体の負担が最低限になるような形で整理をしていこうと考えている。

(小早川構成員) 廃止してよいのかどうかを国でチェックする必要があるのか。つまり、自分の地域を総合保養地域として整備したいかどうかは地域の話であって、それ自体だけ見れば、自治体の自主的な判断に任せてよい話である。基本構想をつくって同意を求めるという策定のプロセスがあるのは、その地域の判断に国側が何らかの力を貸すという法律だからだと思う。基本構想を廃止することは、地域としても国の支援は不要ということなのだから、例えば届出で足りるのではないか。

(国土交通省) 当省としてもその点は正直相当悩んでおり、この法律自体に基本構想の廃止のための手続の規定がないところから、廃止については変更の一形態という運用上の解釈をしている。法律の体系としては、国からの支援が不要である、ゆえに地方のほうからやめると言えばよいのではないかとすることも十分事情としては理解しつつ、一方で、削除規定がない中で運用上何らかの形で手続を一般化しておきたいというのが当省としての考えである。ゆえに、その中で手続自体は極めて簡素なものにしていきたいと考えている。実態上、当省がすぐできることということ、運用上その手続を簡素化できるということ、これが一番行政コストとして少ないと考えている。

(小早川構成員) 現行法の規定を使ってということになると、廃止は変更の一種、あるいは変更にあたるものという発想かもしれないが、変更の場合には、国の支援の内容は変わるにしても支援自体は引き続き受けたいということであり、変更された後がどうなのかを国側でチェックすることになると思う。そのような変更と廃止とは基本的に性質が違う。変更の規定を準用するよりは、簡単に言えば最初の申出を撤回するということがあり、明文の規定がなくともあり得る。それが真つ当な法の解釈、運用ではないかという気がする。

(国土交通省) どのようなことができるか引き続き検討してまいりたいが、一番シンプルな方法は、もしこの法律がなくなった場合どのような影響があるかということ国をほうで調査して、法律を廃止する法律を策定するということであるが、相当の時間的コストがかかるということが考えられる。したがって、少なくとも当省として現時点でできる地方自治体の手続が最小になるような形で、何らかの整合的な措置を取りたいと思っ

いる。

(高橋部会長) とりあえずの措置と今言った幅広い措置は、別に矛盾しないのではないかと。この法律はそもそも廃止することを考えていた法律なのだろうかと思う。廃止自体が想定外であったのではないかとこの観点から問題をどう捉えるのかということである。必ずしも今ある法文の条文に捉われる必要はなく、もう少し幅広くに法律の解釈として、届出というような取扱いにするのかという話も、2次ヒアリングまでに検討いただければと思う。

究極的には、2、3年かけて廃止していき、基本構想がなくなっていけば、法律自体の廃止を含め幅広くに検討いただくことがあり得ると思うが、そこはいかがか。

(国土交通省) 当省としても、もう少し整理させていただければと考えている。

(高橋部会長) 2次ヒアリングまでに事務局と調整して、検討結果をお伝えいただければと思う。

#### <通番 34：地方スポーツ推進計画の廃止（文部科学省）>

(高橋部会長) 計画策定等の見直しについては、経済財政運営と改革の基本方針2022、いわゆる骨太の方針において、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、計画等の内容や手続は各団体の判断に委ねること等の原則が明記されたところであり、地方からは、この原則の明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっているところである。

この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限に実現するよう、前向きな対応をお願いしたい。

地域で様々なスポーツ施策に取り組みなければならないのは、そのとおりであるが、計画という手法を用いることは過大ではないか。

(文部科学省) 都道府県や指定都市においては全ての団体で策定しており、市町村においても多くの団体で策定しているため、計画に基づく行政の推進については、地方公共団体にもある程度理解いただいているものと捉えている。ただ、策定していない市町村については、様々な地域の事情があると承知しているので、従来よりそういった場合には必ず策定してくださいと個別に指導・助言をしているものではない。そういった事情に対しては丁寧に意見を聴いて対応していきたいと考えている。

(高橋部会長) 市町村で何%の団体が策定しているのか。

(文部科学省) 79 ページを御覧いただきたい。円グラフの左が指定都市で、全ての指定都市で策定済み、右がそのほかの市区町村で、スポーツ単体の計画を策定済みが571、他の計画にスポーツ分野を記載しているのが953で、196が計画をつくっていないという状況である。

(高橋部会長) 計画を一度策定すれば、陳腐化しないよう維持しなければならず、負担が大きい。関係者の協議をもって計画の策定と代えることはできないか。スポーツ施策については、国は組織が一本化していても、地方では一本化しているわけではないため、計画を策定するにあたっては、多様な意見の調整が大変だという意見が出ている。関係者が協力できる環境をつくるのは重要なので、例えば関係者間で協議を実施し、議事録として残すことで足りるのではないか。

(文部科学省) 法律上努力義務とされ、議員立法により成立した法律であり国会の意思が示されているものを変えるということは難しいと考えているが、あくまで策定は努力義務であるので、計画を策定しなくとも、計画策定と同様の効果が得られるような関係者間の協議によって、物事を同じ方向で進めるというような実態が取られるのであれば、それも一つの在り方ではないかと考えている。特にスポーツ行政は非常に関係者が多岐にわたっており、スポーツ団体も様々な自主的に活動しているため、行政だけでカバーし切れないところが多くある。非常にエネルギーを要する分野であることは認識しているので、そういった形で進めたいということであれば、それも一つの在り方として、何が何でも計画をつくれというわけではない。

(伊藤構成員) 資料 78 ページで都道府県のスポーツの計画の策定状況があり、単独でつくっていない県が明らかになることがプレッシャーとなり、単独での策定が実質的には義務付けになっているのではないかとこの声がある。スポーツ庁の調査を見ると、数値目標を設定している地方公共団体が何%かあるというのがあり、数値目標を定めた計画が望ましいと誘導しているように見える。その点、提案団体も懸念しているので配慮を求める。

(文部科学省) そういった受け止め方をされるおそれがあるということも十分理解できる。単独かどうかにかかわらず、スポーツ分野に関して計画がつけられるのであればそれが望ましく、単独ではないところに対してプレッシャーになっているということであれば、通知の発出等の形で、そうではないということを明確にしたい。

目標の指標については、計画とそれらの目標の紐付けを求めているものではないが、様々な指標を示していることは確か。それが地方から見たら、自分たちもそうしなければいけないという受け止め方をされるのであれば、そこについても通知の発出等の形で正しいメッセージになるよう工夫したい。

(伊藤構成員) スポーツ庁として策定を推進する立場は理解できるが、この計画は地方公共団体側からすると財源も降りて来ず、実際の権限もない。各関係者と調整しながら、計画を策定することで、相当負担感があることを理解いただきたい。議員立法なので対応は難しいと思うが、努力義務ではなくできる規定にすることはできないか。

(文部科学省) スポーツ基本法に乗っ取った施策の推進を国会から指導いただく立場であるので、行政としては難しい。

(高橋部会長) 閣法でも、議員立法でも、所管省庁は一緒である。議員の先生方がいろいろお考えになってつくられた法律だというのは理解している。しかし、制定から10年経つ中で、その効果を踏まえた上で、スポーツ政策の推進に効果的な在り方を所管省庁からスポーツ議員連盟等に説明して、協議会のような制度に代えることができるようにするなど、いろいろな方策があり得るのではないか。

他省庁にも、議員立法でも制定から長く経過して様々な意見が出ているものについては、所管省庁が意見を吸い上げ、関係者に説明を求めているため、文部科学省においても同様に検討されたい。

(文部科学省) 承知した。別件で、運動部活動を地域のスポーツに移行していくべきだという議論が、大きな議論として行われている。その中で、いかに地域のスポーツを振興していくかというテーマの議論もあるので、その中で指摘も含めて検討する。

(磯部構成員) 平成30年10月23日付けスポーツ庁次長通知「「地方スポーツ推進計画」の策定等について」の中で、単独の計画を有さず、他の計画の中でスポーツ分野を盛り込んでいる自治体にあっては、単独の計画の策定を含めて検討を行うこと、成人や障害者に係る数値目標について、都道府県は適切な対応を検討することという記載があり、策定が努力義務でありながら、単独の計画を定め、具体的な数値を設定することを相当強く求めてきているものとする。先ほどの説明は、平成30年の通知の趣旨を変えて、地域の実情に応じた多様な手法を認めるということによいか。

(文部科学省) 平成30年の通知についても、あくまで法令の範囲内で求めているものとするが、指摘のように、地方としては強い義務感を伴うものとして受け止められていると思うので、平成30年の通知の内容を変更することも含めて検討したい。

## <通番60：文化財保存活用地域計画の策定に係る記載事項の簡素化（文部科学省）>

(高橋部会長) 計画策定等の見直しについては、経済財政運営と改革の基本方針2022、いわゆる骨太の方針において、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、計画等の内容や手続は各団体の判断に委ねること等の原則が明記されたところであり、地方からは、この原則の明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっているところである。

この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限に実現するよう、前向きな対応をお願いしたい。

(勢一構成員) 地域で文化財をしっかり守りながら大切に使うことは非常に重要なことであるため、当然、自治体の担う役割は大きいと思うが、提案団体から現状をお聞きしたところ、認定を意識した上で作成を行うことから、計画の記載内容や分量が多いため、事務負担が相当重く、提案団体の例によると、添付資料を含めて160ページ程度のものを、約3年かけて策定するというような手続になっていると聞いている。

今日お示しいただいた資料に計画策定と認定の流れの中に時間軸があまり書かれていないため、実際にどのくらいの作成期間を念頭に置かれているか分からないが、実態としては、3年かけて策定し、計画期間は5年～10年を推奨することが示されている。つまり、3年かけて作った計画が5年で終わる場合もあり得ることになるかと思う。こういった現場での現状について、制度所管のお立場からどのようにお考えか教えていただきたい。

(文部科学省) 現状は、概ね作成に3年を要している自治体が多いというのが事実である。この3年については、まず域内の文化財の把握の調査から開始し、その後、把握した文化財についてどのように保存と活用を図っていくのかということ、関係者の意見を伺って、計画を作っていくことになっている自治体が多い。このため、調査に1年、意見聴取と原案作成に1年、最後の計画の認定までに1年弱を要し、大体2年～3年というところが多いのが現状である。しかし、自治体の中で既に周知の文化財であれば調査は簡略化することができ、ま

た、意見聴取についても、日頃から関わりのある関係者や有識者に通常のチャンネルがあれば、敢えて別段の手續を講じることなく意見を伺えるため、その点については工夫を図られている自治体もある。

また、ページの分量は、少ないところでは60数ページぐらいとコンパクトにまとめられている自治体もある。どちらかといえば、自治体で調査から進めていく必要があるため、今後10年ぐらいかけて行う計画を作るところが非常に多いが、そうなった場合、この10年の中で自治体自身がやりたいことを幾つか盛り込みたいという思いが書いている内に膨らみ、結果として100ページを超えるようなところもある。その点についても何が大事なのかということについて、文化庁の中で技術的な助言を行っているところであり、自治体の思いを受け止めつつ、適切なアドバイスをしたいと思っている。

(勢一構成員) 約3年かかるというのは一般的であり、自治体の工夫や地域次第ということであるが、人口減少社会の中で職員や地域のマンパワー、特に専門性を発揮できる専門職員などの確保も難しい現状がある中で、計画策定にエネルギーやマンパワーを割き、現場でやるべき施策ができないという悩みがあるため、ぜひ、もう少し現場を細やかに見ていただき、御検討いただきたい。

(文部科学省) 御指摘のとおりと思う。自治体のマンパワーに限界があるというのは当然であるため、その点の負担にも配慮しながら助言をしていきたいと思う。今までの事例を見ていると、調査をする段階から自治体の様々な関係者を巻き込んで文化財を保存、活用していくという動きに繋がられているところが多くあり、この計画の作成段階から既に文化財の保存・活用に向けた取組が始まっているようなところもあるので、負担にも配慮しながらそういったところを我々も後押ししていきたいと思う。

(高橋部会長) 認定基準があるため、指針について過剰な作業を求めないよう配慮が必要であると考え。我々も文科省から補助金を貰う際、認定をしてもらうには最低限これだけ書かなければいけないと考えることがあるが、そういった過剰な負担を関係者に掛けないという視点で指針を定めていただければありがたい。

(磯部構成員) 3年かけて作成することについて、リストアップ及びデータベース化を行い、計画案のパブリックコメントも実施した上で、文化庁に計画案の協議を行い、協議の結果が返ってきてから文化庁に正式に認定を申請するまでの期間が1か月とのことで、提案団体としては非常にタイトであるとのことである。それは事実かということ、及びなぜその期間のみ1か月というタイトなスケジュールとしているのかをお聞きしたい。

(文部科学省) 計画の作成から協議のスケジュールについて、1か月という期間を標準として定めているわけではなく、計画の協議を前もって行っている自治体もある。このため、出来たところから協議、申請を受け付けて行っているところ。審議会のスケジュールがあるため、審議会のスケジュールの間際になって協議をしたいということであれば、協議スケジュールが当然短くなってしまいが、審議会のスケジュールに合わせて前もって相談していただければ、協議期間も当然長く取れるため、その時間的余裕は様々なケースがあると思う。

(磯部構成員) 協議の結果が返ってきてから文化庁へ正式な認定を申請するまでの期間のことを申し上げている。

(文部科学省) 自治体によっては、半年以上前から協議を行い、スケジュールの前段階から時間をかけて整えておられるところもあるため、そこは自治体により様々である。

(高橋部会長) なぜ提案団体がこのような状況となっているのか、背景を事務局は調べてほしい。

(伊藤構成員) この文化財保存活用地域計画には、記載する事項として市町村の概要というものがあり、位置や地形、自然的・地理的環境、産業や土地利用、人口動態などの社会的状況、歴史や関わりのある人物、人々の伝統的な営みなどの歴史的背景を記載する。文化財がどのような概要であるといったことや、それがどのような歴史的背景を持つとかということとは当然重要だと思うが、市町村の概要をここまで詳細に書かせる必要が果たしてあるのか疑問である。例えば、他の計画等で市町村の概要についてより簡略化された形で記載されているものや市町村便覧のようなものから流用するといった形での簡素化は可能か。

(文部科学省) 市町村の概要について、他の計画や既にある便覧等の概要の引用や、コピー・アンド・ペーストで作成することについては何ら問題ない。一方、文化財の保存活用計画なので、文化財が地域の歴史や概要とどういった結びつきがあるのかということについては少し言及していただく必要があるため、その点の工夫を図っていただければ、省力化した市町村の概要でも可能であると思っている。

(高橋部会長) 省力化に向けての標準的な記載のようなものをもう少しはっきりとしていただくことは極めて重要である。もう一点、補助率のかさ上げや優先的な採用が計画の効果となっているとの話であるが、提案団体としては、専門家の審議会に耐え得るような計画をつくらなければならないことについて相当な負担があり、貴重な文化財はあるが、そこまでの行財政能力がない自治体はこのスキームに乗ることができないということになる。これは自治体にとってハードルが高過ぎるのではないか。その点の問題意識いかがか。

(文部科学省) ハードルがどこまで高いか、自治体の負担感について詳細なヒアリングをしているわけではないが、文化財部局だけでなく首長部局も含め、自治体全体で文化財を守り、その取組を進めていきたいといった考えを持って計画策定をしているところが大変多く、非常にありがたく思っている。その中でも、文化財を守っていただくだけでなく、それを活用し、地域のまちづくりに生かしていくという中で今回の計画がつくられているところがあるため、その熱意の中でしっかり取組をされているということについて、我々も敬意を表し、しっかり後押ししているところ。

(高橋部会長) それは回答になっていないのではないかと。行財政能力がない自治体がスキームに乗ることができない点についてどうするのかという話である。

(文部科学省) 先ほどの説明でも申し上げたが、作成の支援に当たっての補助事業を行っている。このときに単なる作成に係る費用を補助するだけではなく、一部を民間に委託して原案を作成してもらおうといった、純粋に作成の手間を外注できるような形での国庫補助を行っており、前広に相談に対応しているところである。複数の市町でまとめて作成することもできるため、例えば小規模な自治体で体力がないところであっても連携して作成することもできるため、その点は工夫が可能である。

(高橋部会長) もう少し負担の実態を調べていただき、どこまで省力化できるかを、指針の在り方も含めて2次ヒアリングまでに御作業いただきたいが可能か。

(文部科学省) 指針については、我々も可能な限り自治体の負担が軽く、分かりやすいように配慮しているつもりであるが、指針の策定から何年も経っているため、指針のとおりやらなければならないと考える自治体がおられるのは事実であるため、本提案を踏まえて、より分かりやすく、簡潔になるような形での指針の工夫について検討したいと思う。

(高橋部会長) 過度に負担を求めないような指針にしていただげるか。

(文部科学省) それについては検討したい。

(高橋部会長) 負担の実態を調べてもらうことについてはいかがか。

(文部科学省) 負担の実態というところについて、定性的なものなのか定量的なものなのか分からないが、どういった実態があるのかについては確認したいが、調査を行う場合、調査そのものも自治体の負担になるかと思うため、少し検討したい。

(高橋部会長) 事務局はいかがか。

(泉参事官) 網羅的に行うのではなく、既に作成している、あるいはこれから補助事業の策定を考えている自治体や、研修会等に関心がある自治体等に幾つか確認し、どの部分の負担感が一番重いかについてももう少し明らかにできればと考える。神戸市は非常に大きな自治体ではあるが、それでも作成には負担感が大きかったとのことであるため、文化庁としてもこの地域計画を広げていきたいという考えがある中で、認定との兼ね合いもあるかとは思うが、どこまで簡略化できるかを考える上で確認していただけるとありがたい。

(文部科学省) 承知した。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)